



令和2年11月27日
観光庁

札幌市又は大阪市に居住する方の Go To トラベル事業の利用について

11月25日（水）に開催された新型コロナウイルス感染症対策分科会からの提言等を踏まえて、札幌市又は大阪市に居住する方の Go To トラベル事業の利用について、以下の措置を講じることとします。

【新規予約の取扱い】

- ① 12月15日（火）24時までに出発する Go To トラベル事業を利用した旅行の新規の予約を控えるよう強く呼びかけをいたします。

【既存予約の取扱い】

- ② 既に予約済の Go To トラベル事業を利用した旅行について、方針公表時の11月27日（金）19時以降12月7日（月）24時までの間、無料でキャンセル可能といたします。

【キャンセル料の負担】

- ③ ②の措置により既存予約のキャンセルを受けた参加事業者に対しては、旅行代金の35%（※）に相当する額について、本事業の予算で負担いたします。

（※）11月27日（金）24時時点で予約されていた旅行に限る。

上限は1万4千円／人泊

詳細は別紙をご参照ください。

【お問い合わせ先】

川端：03-5253-8321
有田：03-5253-8324
多田：03-5253-8330
山川：03-5253-8329